

## 0. 部門別方針について

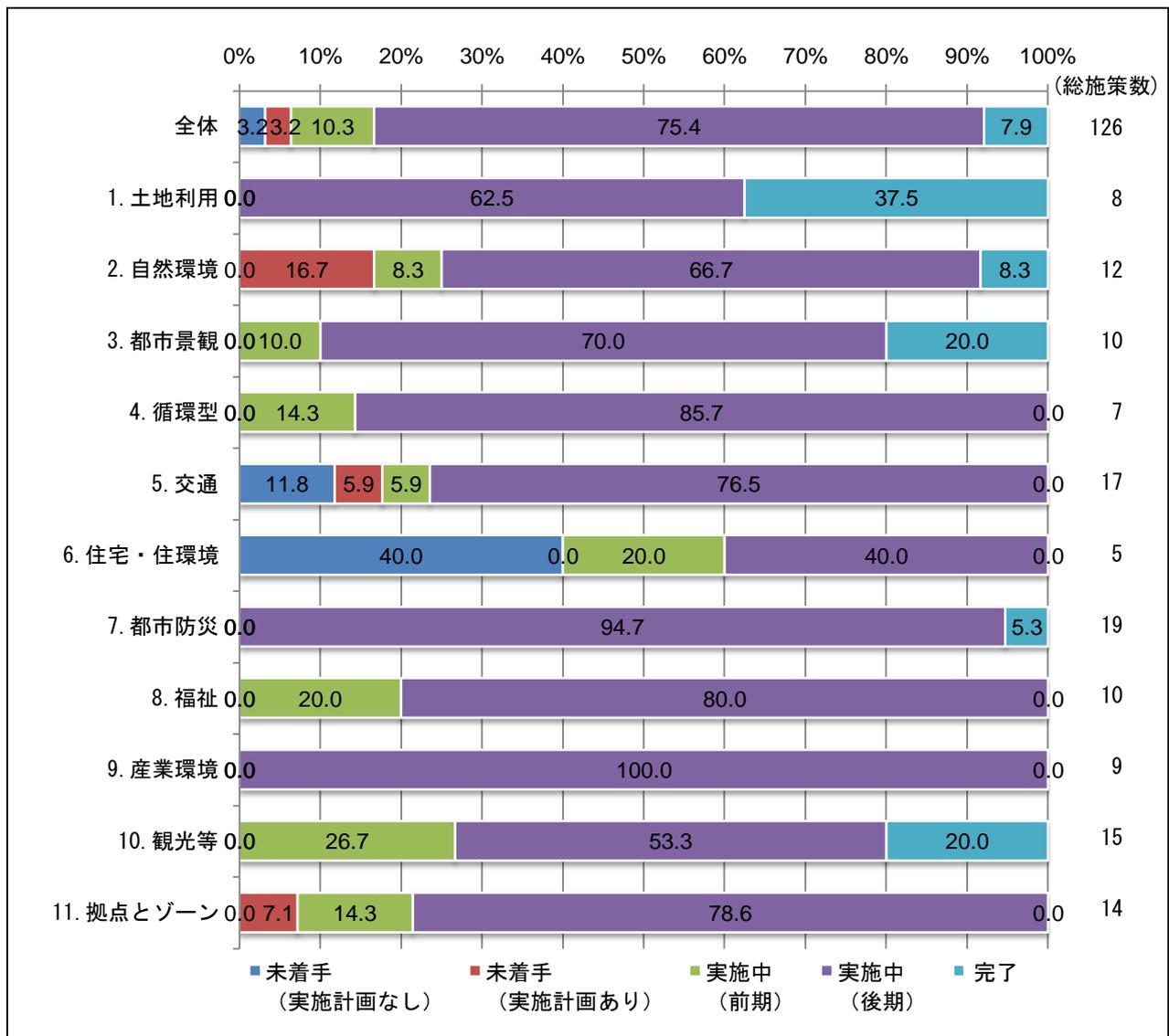
### (1) 施策の実施状況

11の部門別方針において、都市マスタープラン増補版に示している「重点的に取り組む内容」の施策は全126施策となっています。そのうち、未着手（実施計画なし・ありの合計）が6.4%（8施策）、実施中（前期・後期の合計）が85.7%（108施策）、完了が7.9%（10施策）となっています。

部門別にみると、完了が多い部門は、【1.土地利用の方針】で4割弱の施策が完了、【3.都市景観形成の方針】と【10.観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針】では2割の施策が完了しています。

一方で、未着手（実施計画なし・ありの合計）が多い部門は、【6.住宅・住環境整備の方針】で4割の施策が未着手、【2.自然環境の保全・回復の方針】と【5.交通システム整備の方針】では2割弱の施策が未着手となっています。

図 施策の実施状況（部門別方針）



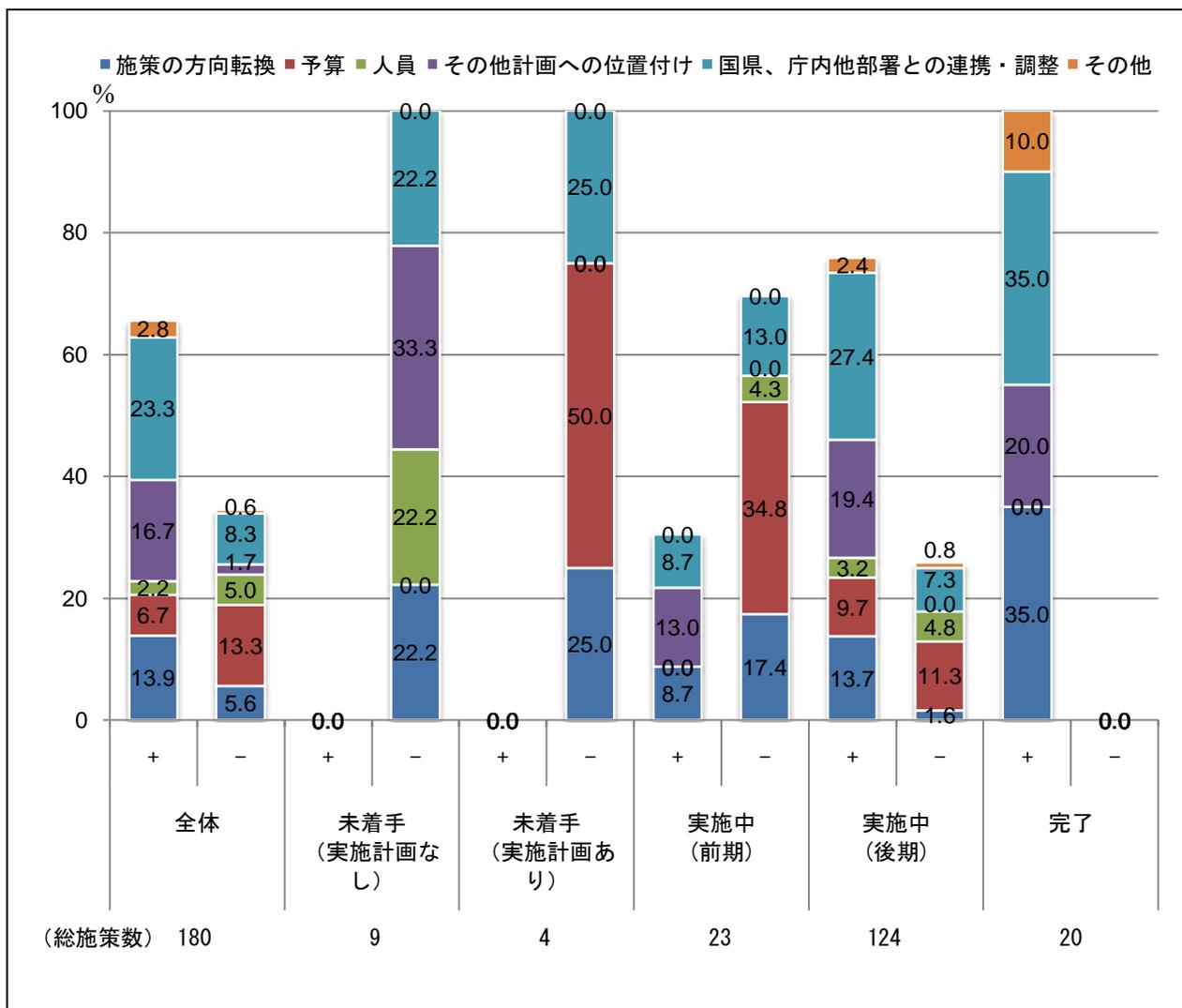
## (2) 要因分析

### ① 内的要因

部門別方針の施策の実施状況に関する内的要因をみると、施策が未着手（実施計画あり）の要因としては、「予算」が5割を占めています。「予算」は、実施中（前期）の施策のマイナス要因としても1/3以上を占めています。

一方、完了した施策の要因としては、「施策の方向転換」と「国県、庁内他部署との連携・調整」が4割弱を占めています。

図 内的要因（部門別方針）



※1：総施策数は、内的要因についての複数回答の総数であり、施策の進捗状況の数ではない。例えば、終了の総数の20とは、終了した施策が20という意味ではなく、終了した施策の内的要因として、20の要因があるという意味。

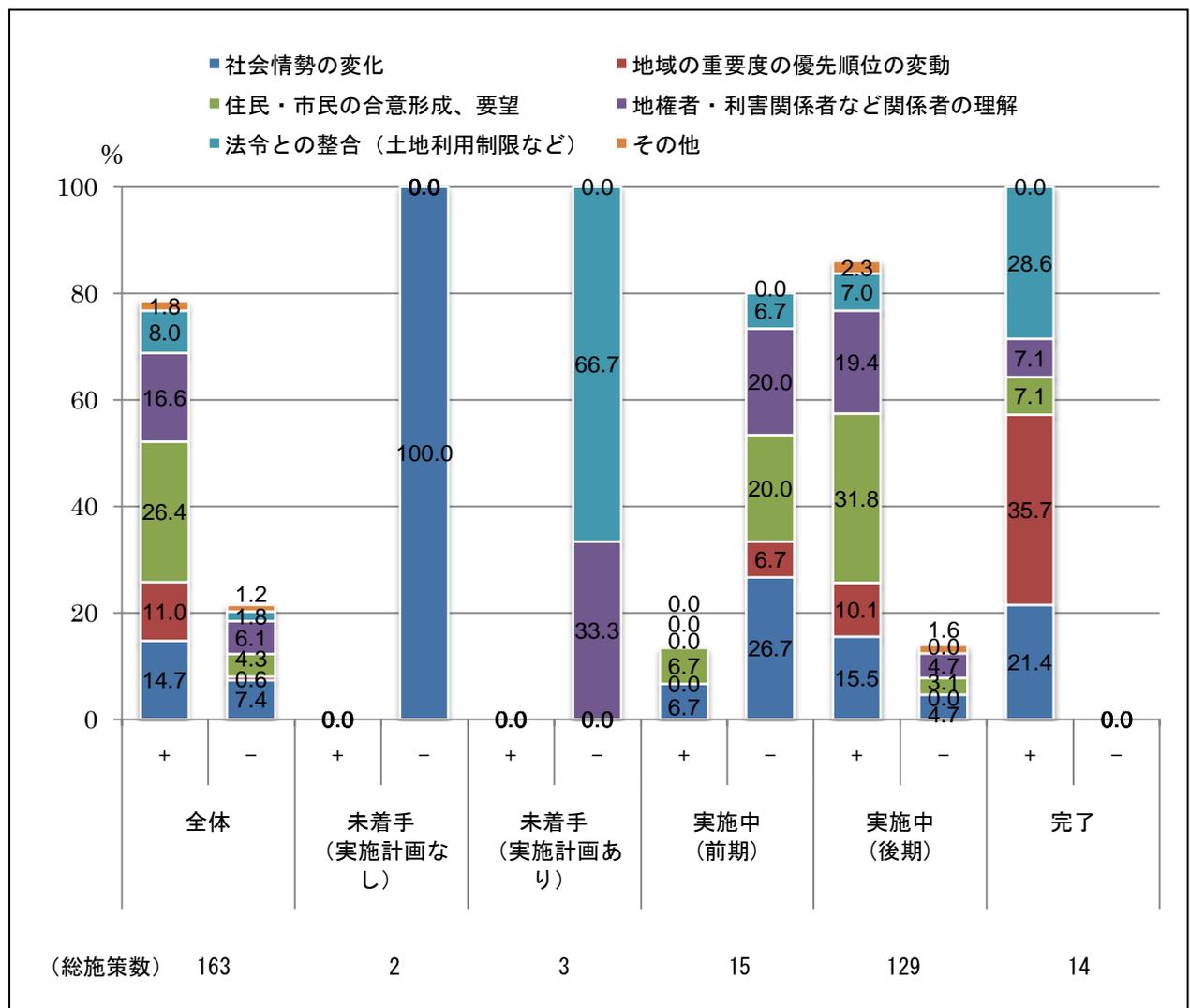
※2：パーセントは、複数回答のプラスとマイナスを合わせて100%としている。

②外的要因

部門別方針の施策の実施状況に関する外的要因をみると、施策が未着手の要因としては、実施計画なしの施策は「社会情勢の変化」が10割、実施計画ありの施策は「法令との整合」が2/3を占めています。

実施中（後期）の施策については、プラス要因として「住民・市民の合意形成、要望」が約3割を占めていますが、完了した施策では「地域の重要度の優先順位の変動」が4割弱、「法令との整合」が約3割を占めています。

図 外的要因（部門別方針）



※総施策数、パーセントの意味については、①内的要因と同様。

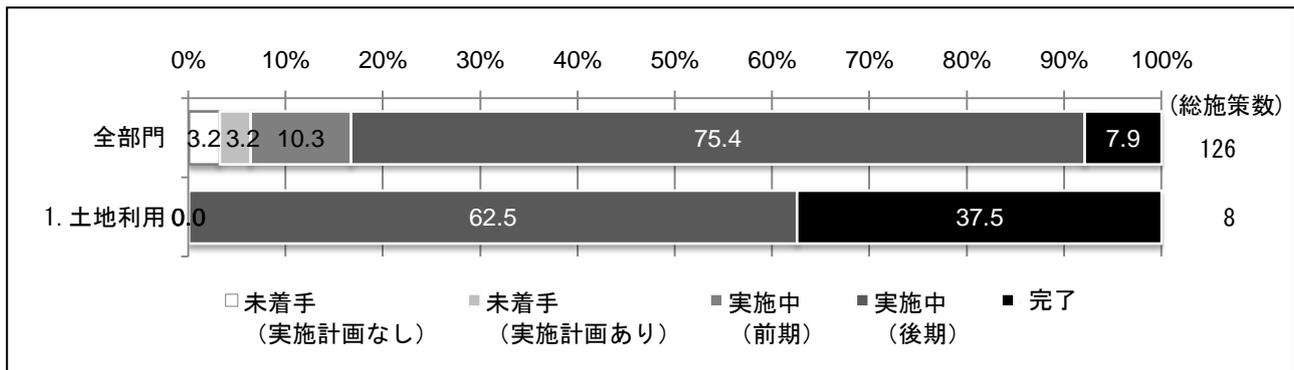
## 1. 土地利用の方針【増補版 p20-23】

【都市マスタープラン（本編）の方針】

- 方針 1. 住宅系土地利用
- 方針 2. 商業系土地利用
- 方針 3. 工業系土地利用
- 方針 4. その他主要な土地利用

### (1) 評価

#### ① 施策の実施状況



#### ② 評価

【学識経験者による総評】

まちづくり条例の改正、開発事業等における手続及び基準等に関する条例の改正、絶対高さ制限型高度地区の導入、景観地区の指定などにより、土地利用秩序の維持や住環境の保全施策は進展しているといえるが、当初マスタープランの目標としていた地区計画等を通じたきめ細かなまち並み形成については、地域住民・地権者の合意形成の困難から、必ずしも順調に進展しているとはいえない。

今後、高齢化の進展に伴い、住宅地の空洞化（空き家・空き地の発生）が顕在化することも懸念される一方、比較的まとまった敷地のある場所では、高齢者専用賃貸住宅や老人ホームなどが開発されることも予想される。

今後、共同住宅（マンション）や高齢者専用賃貸住宅・老人ホームの立地の是非や相隣関係の調整ルール、空洞化が進行する住宅地の空き地の管理や敷地細分化・共同住宅化への対応などを含め、地域のまち並みの将来像と維持管理のルールを各々の地域の住民・地権者の議論を通じて明確にしておくことが課題といえよう。

重点的に取り組む内容	評価・今後の課題等
<b>重点 1. 住宅系土地利用における環境保全</b>	
<p>(1) 良好な土地利用の維持 ・ 住環境に配慮した開発誘導 等</p>	<p>土地利用の転換を早期に把握し、市の施策と照らし、助言を行うための「大規模土地取引行為」の届出、土地利用計画の早期公開により、事業者が周辺住民等の意見を聞くことができる「中規模開発事業」の届出を「鎌倉市まちづくり条例」の改正により位置付けた。また、「景観地区」「高度地区」の指定や「鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例」の改正により一定の成果がみられる。</p> <p>なお、財産権や都市計画法の区域指定等により土地利用が可能な土地について、「鎌倉市まちづくり条例」等で土地利用そのものを規制することは難しい。そのため、市民の理解と各地域の課題等の解決へ向けた手続について更なる充実を図ることなどが課題である。</p> <p>まちづくり手法の活用については、「地区計画」「建築協定」のように、法的拘束力を持つものは、柔軟な対応が難しくなるなどの理由から活用を敬遠する傾向があり、柔軟な対応が可能な「自主まちづくり計画（鎌倉市まちづくり条例）」や「住民協定」を策定したいと考える市民も多い。このため、市民に対しまちづくり手法の普及啓発を図り、市民が主体的に活動するまちづくりの認識と理解を得るための具体的方策の検討が課題である。</p>
<p>(2) 住環境の保全 ・ 地区計画・建築協定等の活用 等</p>	<p>市のまちづくり手法に関する支援は充実しつつある。しかし、財産権や都市計画法の区域指定等により土地利用が可能な土地について、「鎌倉市まちづくり条例」等で土地利用そのものを規制することは難しい。そのため、市民の理解と各地域の課題等の解決へ向けた手続について更なる充実を図ることなどが課題である。</p> <p>まちづくり手法の活用については、「地区計画」「建築協定」のように、法的拘束力を持つものは、柔軟な対応が難しくなるなどの理由から活用を敬遠する傾向があり、柔軟な対応が可能な「自主まちづくり計画（鎌倉市まちづくり条例）」や「住民協定」を策定したいと考える市民も多い。このため、市民に対しまちづくり手法の普及啓発を図り、市民が主体的に活動するまちづくりの認識と理解を得るための具体的方策の検討が課題である。</p>
<p>(3) 地域の特徴を考慮した建築物の高さ等の誘導 ・ 特に鎌倉地域の中心部で誘導 等</p>	<p>鎌倉駅及び北鎌倉駅周辺の建築物の高さの最高限度を含む景観地区の指定が行われた。このことによって、施策が完遂した。</p> <p>今後、地域特性に応じた建築物の高さの最高限度の検討等、きめ細かい対応の展開に期待する。</p> <p>また、第一種中高層住居専用地域(景観地区、風致地区を除く)の高度地区指定、景観地区の指定により一定の成果がある。しかし、現在でも建築物の高さの最高限度の指定のない地域や、街区単位等における意見等の情報収集が課題となる。</p>
<b>重点 2. 産業系土地利用の適切な誘導</b>	
<p>(1) 産業振興施策と連携した計画的な産業系土地利用の維持 ・ 市が求める産業イメージの提案や振興策の検討 等</p>	<p>産業系土地利用に関しては施設設備への助成制度の創設等一定の成果がある。</p> <p>しかし、将来イメージの明確化や啓発事業、財政面での確保などの手法の検討が必要となる。</p>

II. 部門別方針【土地利用の方針】

<p>(2) 土地利用転換における事前調整の円滑化</p> <p>・事前調整の仕組みの見直しや内容の充実 等</p>	<p>土地利用の転換を早期に把握し、市の施策と照らし、助言を行うための「大規模土地取引行為」の届出、土地利用計画の早期公開により、事業者が周辺住民等の意見を聞くことができる「中規模開発事業」の届出を「鎌倉市まちづくり条例」の改正により位置付けたことなどにより、土地利用に対する事前調整について一定の成果がみられる。</p> <p>しかし、土地利用転換の把握が、土地所有者からの届出によるものであることから、突然の届出の提出に対応するための体制の検討が課題である。</p> <p>また、財産権や都市計画法の区域指定等により土地利用が可能な土地について、「鎌倉市まちづくり条例」等で土地利用そのものを規制することは難しい。そのため、市民の理解と各地域の課題等の解決へ向けた手続について更なる充実を図ることなどが課題である。</p>
------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 評価を考える参考資料

①方針実現に向けた施策の取り組み状況

<p><b>①施策の取り組み状況</b></p> <p>▲：未着手（実施計画なし）          △：未着手（実施計画あり）          ○：実施中（前期）          ◎：実施中（後期）          ●：終了</p>	<p><b>②内的要因</b></p> <p>A：施策の方向転換          B：予算          C：人員          D：その他計画への位置付け          E：国県、庁内他部署との連携・調整          F：その他</p>	<p><b>③外的要因</b></p> <p>a：社会情勢の変化          b：地域の重要度の優先順位の変動          c：住民・市民の合意形成、要望          d：地権者・利害関係者など関係者の理解          e：法令との整合（土地利用制限など）          f：その他</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

評価：①施策の取り組み状況、②内的要因、③外的要因		①	②	③
<b>重点 1. 住宅系土地利用における環境保全</b>				
<b>(1) 良好な土地利用の維持</b>				
●1	<p><b>【土地利用調整課】</b></p> <p>・土地利用計画を早期に公開し、計画の周知等を図り、より良い計画への誘導を図るため、「鎌倉市まちづくり条例」を改正して平成 19 年 7 月から運用している。</p> <p>・大規模開発事業：適用範囲拡大、改正前 30,000 m<sup>2</sup>以上かつ緑地が 1/3 以上⇒改正後 5,000 m<sup>2</sup>以上（保全対象緑地等の場合には 2,000 m<sup>2</sup>以上）</p> <p>・中規模開発事業：新設 500 m<sup>2</sup>以上（300 m<sup>2</sup>以上の一定規模以上の建築行為）</p>	◎	+C +E	+a
<b>(2) 住環境の保全</b>				
●1 ●2	<p><b>【まちづくり政策課】</b></p> <p>・平成 17 年 12 月に「鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例」を改正し、</p> <p>①比較的大規模な造成や共同住宅の建築が数多く計画されている状況を鑑み、開発事業が既存の道路に与える影響を考慮するとともに、交通安全上の観点から、これまで一律としていた道路基準を、開発事業区域の面積や建築物の用途に応じた基準とした。</p> <p>②一定規模以上の斜面地建築物の建築及び特定斜面地の宅地造成を目的とする開発事業において、緑地を設置する場合の最低面積の強化を図った。</p> <p>③第一種中高層住居専用地域内の斜面緑地内における共同住宅の建築が、周辺地域の風致及び景観の維持に支障をきたしていたことから、風致地区及び第一種低層住居専用地域を対象としていた「斜面地の頂上及び尾根線を越えないよう努める」旨の規定を住居系の用途地域全般に適用した。</p> <p>・平成 18 年 12 月に「まちづくり条例」を改正し、開発事業等の手続において、早い段階</p>	●	+A	+a +c

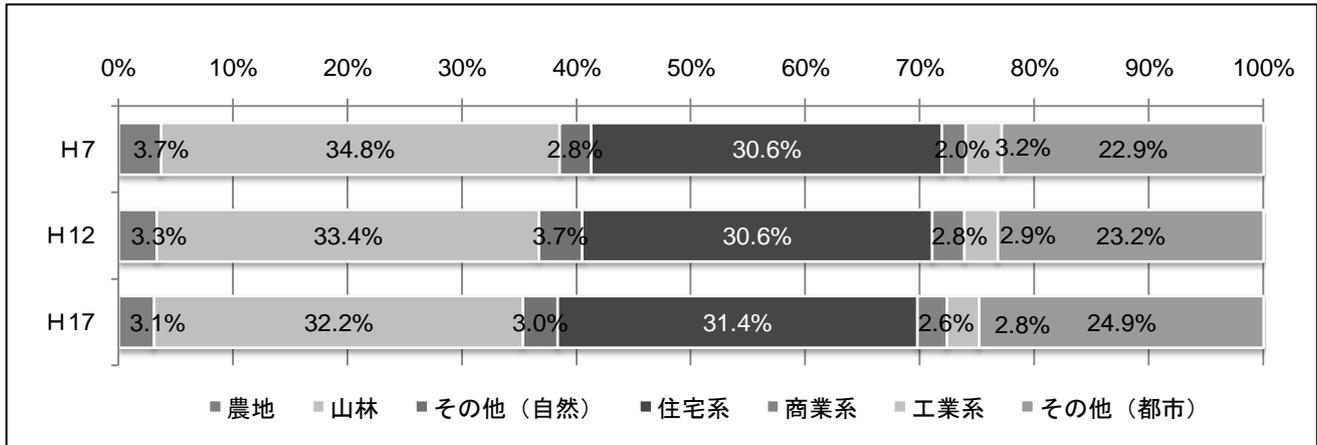
	<p>で土地利用の転換を把握するために、大規模土地取引行為の届出制度を新設するとともに、土地利用計画を早期に公開することにより計画的な土地利用の誘導を図るため、大規模開発事業の届出制度の範囲の拡大及び中規模開発事業の届出制度を新設した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、建築基準法第52条の委任に基づき、「住宅地下室の容積率緩和の制限に関する条例」を制定し、住宅地下室の容積率を算定する上で、基準となる地盤面を地域の状況に応じて規定した。(建築指導課)</li> <li>・平成20年2月に、建築基準法第50条の委任に基づき、「鎌倉市斜面地等の建築物の構造に関する条例」を制定し、斜面地建築物と周囲の住環境との調和を図った。(建築指導課)</li> <li>・平成20年3月に「高度地区」を都市計画決定し、建築物の高さの最高限度を定めた。</li> <li>・また、「景観地区」を都市計画決定し、建築物の高さの最高限度及び形態意匠を定めた。(都市計画課、都市景観課)</li> <li>・平成21年3月に「まちづくり条例」を改正し、市民との協働のまちづくりを推進するために、専門家を派遣できる制度の対象を自主まちづくり計画だけでなく、建築協定や地区計画など幅広く支援できる仕組みとした。</li> <li>・平成23年2月末現在、10団体に対し、延べ46回の専門家派遣を行い、自主まちづくり計画は13地区で提案されている。</li> <li>・なお、都市マスタープラン増補版策定後の専門家派遣は、5団体に延べ20回。自主まちづくり計画の提案は、5地区となっている。</li> </ul>			
<b>(3) 地域の特徴を考慮した建築物の高さ等の誘導</b>				
<p>●1</p>	<p><b>【都市景観課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年3月に、鎌倉駅周辺及び北鎌倉駅周辺の市街地を景観地区に指定した。</li> <li>・建築物の形態意匠の制限(色彩基準等)と高さの最高限度15m(第一種低層住居専用地域は10m)を定めた。</li> <li>・景観計画(H19.1)に歴史的眺望景観の保全・創出の方針(建築物の配慮事項)を定めた。</li> </ul> <p><b>【都市計画課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度に、風致地区や第一種低層住居専用地域に隣接し、これら地域に次いで良好な住環境の維持・向上が求められている第一種中高層住居専用地域について、高度地区(建築物の高さの最高限度15m)の指定をした。</li> </ul>	<p>●</p>	<p>+A +D +E</p>	<p>+b +e</p>
	<p><b>【都市計画課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度に、風致地区や第一種低層住居専用地域に隣接し、これら地域に次いで良好な住環境の維持・向上が求められている第一種中高層住居専用地域について、高度地区(建築物の高さの最高限度15m)の指定をした。</li> </ul>	<p>◎</p>	<p>+A</p>	<p>+c +d</p>
<p>●2</p>	<p><b>【都市景観課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年3月に、鎌倉駅周辺及び北鎌倉駅周辺の市街地を景観地区に指定した。</li> <li>・建築物の形態意匠の制限(色彩基準等)と高さの最高限度15m(第一種低層住居専用地域は10m)を定めた。</li> </ul>	<p>●</p>	<p>+A +D +E</p>	<p>+b +e</p>
<b>重点2. 産業系土地利用の適切な誘導</b>				
<b>(1) 産業振興施策と連携した計画的な産業系土地利用の維持</b>				
<p>●1</p>	<p><b>【産業振興課】</b></p> <p>○環境共生事業(企業施設整備)等補助制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業等の持続的な発展を図るため、平成21年4月に、生活環境や地球環境への負荷を軽減するための環境共生事業及び経営革新事業を募集して経費の一部を助成する制度を創設。</li> </ul> <p>(平成21~22年度の実績)平成21年度:環境共生事業0件、経営革新事業4件 平成22年度:環境共生事業0件、経営革新事業5件</p>	<p>○</p>	<p>-B</p>	<p>-a</p>
<b>(2) 土地利用転換における事前調整の円滑化</b>				
<p>●1</p>	<p><b>【まちづくり政策課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年12月にまちづくり条例を改正し、開発事業等の手続において、早い段階で土地利用の転換を把握するために、大規模土地取引行為の届出制度を新設するとともに、土地利用計画を早期に公開することにより計画的な土地利用の誘導を図るため、大規模開発事業の届出制度の範囲の拡大及び中規模開発事業の届出制度を新設した。</li> </ul> <p><b>【土地利用調整課】</b> (同上)</p>	<p>○</p>	<p>+A +F</p>	<p>+a +b</p>

## Ⅱ. 部門別方針【土地利用の方針】

### ②統計資料

#### ア) 土地利用

図 土地利用の推移



(資料) 都市計画基礎調査

#### イ) 開発動向

表 大規模・中規模開発事業の届出状況

年度		H19	H20	H21
大規模開発	件数	1	1	2
	面積 (㎡)	2,748	4,817	60,392
中規模開発	件数	61	33	38
	面積 (㎡)	74,677	39,227	48,878
計	件数	62	34	40
	面積 (㎡)	77,425	44,044	109,270

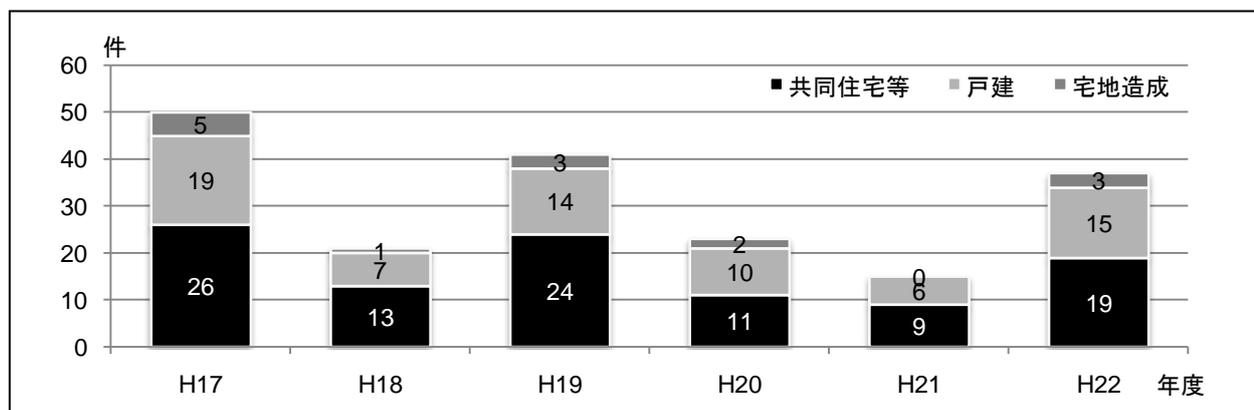
※大規模開発：5,000 ㎡以上の開発（市街化調整区域又は保全対象緑地を含む場合は2,000 ㎡以上）。

中規模開発：500 ㎡以上 5,000 ㎡未満の開発（市街化調整区域又は保全対象緑地を含む場合は2,000 ㎡未満）。

(資料) 土地利用調整課

#### ウ) 建築等に係る紛争調整

図 紛争調整の相談件数の推移



(資料) 市民相談課

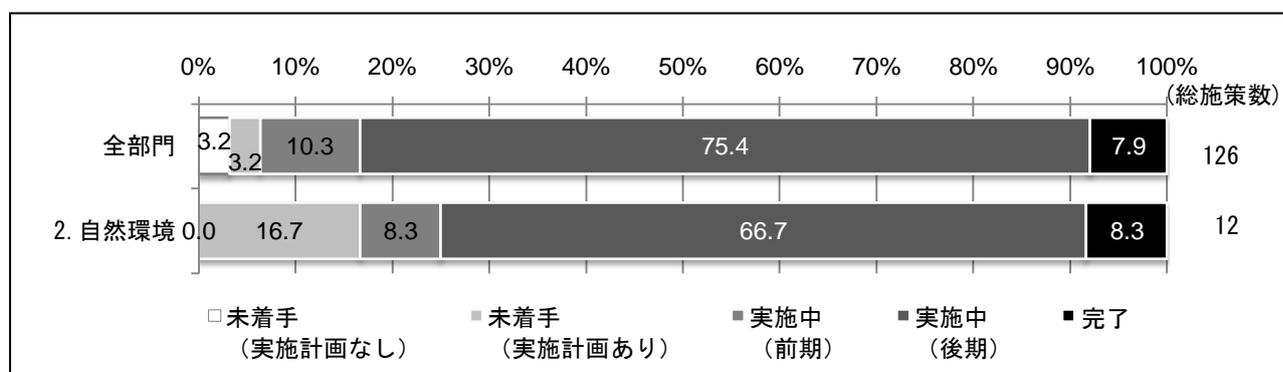
## 2. 自然環境の保全・回復の方針【増補版 p24-27】

### 【都市マスタープラン（本編）の方針】

- 方針1. 独自の地形を活かした骨格的な緑地構造の保全
- 方針2. 骨格的な緑地構造と連結する河川軸や海岸線、幹線道路を活かした緑のネットワークの創出
- 方針3. 身近な緑や自然とのふれあいの場の創出
- 方針4. 都市の安全性や魅力的な景観をつくる緑の保全・創出
- 方針5. 健全な自然生態系の保全及び回復
- 方針6. 緑地や河川・海岸などの適正な維持管理と環境に関する意識の高揚

### (1) 評価

#### ① 施策の実施状況



#### ② 評価

##### 【学識経験者による総評】

マスタープランの目標とする「骨格的な緑地構造の保全」は、制度的な保全措置の導入により、着実に進展している。しかしながら、公園・緑地・山林の維持管理の仕組み、特に、市民・NPO等の力を活かした仕組みの確立が残された課題である。

一方、まとまった緑（骨格的な緑）の保全に対し、「身近な緑や自然とのふれあいの場の創出」（方針3）については、順調に進展しているとはいいがたい。たとえば、街路沿道に高齢者等の休憩用ベンチを兼ねたポケットパーク的な場を整備する、民間建築の敷地内緑化、特に沿道の植栽への助成等をより積極的に進めるなど、歩行者環境の向上にもつながる、身近な緑の創出も、残された課題といえよう。

また、（骨格的な緑地構造と連結する）河川軸や海岸線、幹線道路を活かしたネットワークの創出（方針2）や、（緑地や）河川・海岸などの適正な維持管理（方針6）、については後退こそしていないものの、特に前進したともいえない状況である。津波対策の問題、水辺のレジャー・観光の問題ともあわせ、水辺環境に対する新たな取り組みの方針を確立することが、今後の大きな課題といえよう。

重点的に取り組む内容	評価・今後の課題等
<b>重点 1. 緑地の保全</b>	
<p>(1) 緑地保全のさらなる推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法制度を活用した指定区域の拡大</li> <li>・条例等の活用 等</li> </ul>	<p>歴史的風土特別保存地区の拡大については、拡大候補地の検討や神奈川県との調整など、施策の推進に向けて検討している。今後、関係機関に理解を求め継続して取り組むことが課題である。</p> <p>緑地保全に関する市民意識の向上や施策の推進等により、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区の指定等が行われている。今後、関連課との連携を図り進行管理など、更なる施策の展開を期待する。</p> <p>法制度以外の手法による緑地保全の取り組みについては、緑地保全契約数や保存樹林の指定数の向上、市民、関係機関との連携等により推進している。今後、進行管理を持続させ、広報活動などの更なる施策の展開に期待する。</p>
<b>重点 2. 緑地や公園等の維持管理</b>	
<p>(1) 緑地の適切な維持管理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹林管理事業の実施</li> <li>・市民の参画 等</li> </ul>	<p>法制度を利用した緑地の保全管理及び、維持管理については、施策の推進として、指導者の育成、啓発活動等、一定の成果がある。今後、国等との役割分担、市民参画をマネジメントする人員と予算の確保、住宅地内の樹木等への施策の検討が課題となる。</p>
<p>(2) 市民参画等による公園整備と維持管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度の導入 等</li> </ul>	<p>公園整備については、ワークショップにより市民の意見を取り入れる等、一定の成果がある。今後、予算の確保が課題となる。</p> <p>公園の維持管理については、市民、NPO との協働、指導者の育成等、一定の施策の推進が図られている。また、指導者の育成、啓発活動等一定の施策の推進が図られている。今後、これらをマネジメントする人員や予算の確保が課題となる。</p> <p>公園の指定管理者制度の活用は、施策の推進が概ね完遂している。今後、これらをマネジメントする人材等の確保が課題となる。</p>
<p>(3) 地域のニーズを考慮した公園の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の改修 等</li> </ul>	<p>地域ニーズを考慮した公園の改修等については、防災倉庫の設置や市民要望による公園の設置等一定の成果がある。今後、公園用地を確保するための手法について検討が必要である。</p>
<b>重点 3. 水辺環境の整備・活用</b>	
<p>(1) 水辺環境保全の方針の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特性の把握、市民との協議 等</li> </ul>	<p>今後、鎌倉市都市マスタープラン「実現の方途」の内容に鑑み河川等の親水環境の整備方針等の策定を期待する。</p>
<p>(2) 良好な河川の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親水性のある河川の整備 等</li> </ul>	<p>今後、鎌倉市都市マスタープラン「実現の方途」の内容に鑑み方針等の策定を期待する。</p>

(2) 評価を考える参考資料

①方針実現に向けた施策の取り組み状況

<p><b>① 施策の取り組み状況</b>                  ▲：未着手（実施計画なし）                  △：未着手（実施計画あり）                  ○：実施中（前期）                  ◎：実施中（後期）                  ●：終了</p>	<p><b>② 内的要因</b>                  A：施策の方向転換                  B：予算                  C：人員                  D：その他計画への位置付け                  E：国県、庁内他部署との連携・調整                  F：その他</p>	<p><b>③ 外的要因</b>                  a：社会情勢の変化                  b：地域の重要度の優先順位の変動                  c：住民・市民の合意形成、要望                  d：地権者・利害関係者など関係者の理解                  e：法令との整合（土地利用制限など）                  f：その他</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

評価：①施策の取り組み状況、②内的要因、③外的要因		①	②	③
<b>重点1. 緑地の保全</b>				
<b>(1) 緑地保全のさらなる推進</b>				
●1	<p><b>【都市景観課】</b>                      ・都市計画指定権者である神奈川県と協議調整中。</p> <p><b>【みどり課】</b>                      ・「鎌倉市緑の基本計画」を、都市緑地法の改正などを勘案して、計画実現に向けた施策展開に重点を置いた改訂を行った。(H18.7)                      ・円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域が拡大指定された。(H18.12 約98ha(うち鎌倉市域約51ha) 国指定)                      ・(仮称)鎌倉近郊緑地特別保全地区(約131ha 県指定)について、神奈川県に対し市案の申出を行った。(H22.12)                      ・常盤山特別緑地保全地区が指定され(H17.9 約18ha 県指定)、その後、約1haの拡大指定(拡大後約19ha)について、神奈川県に対し市案の申出を行った。(H22.11)                      ・特別緑地保全地区を3地区指定した。(寺分一丁目地区：H19.12 約2.3ha、天神山地区：H20.9 約5.0ha、手広・笛田地区：H21.9 約6.0ha)                      ・鎌倉広町緑地が都市計画緑地(都市林)として都市計画決定され(H17.6 約48.1ha)、そのうち第一工区の都市計画事業認可を取得し(H17.12 約35ha)、整備事業に着手した。                      ・(仮称)山崎・台峯緑地のうち、鎌倉中央公園拡大部分について都市計画公園(特殊公園(風致公園))として都市計画決定し(H19.11 約51.2haのうち拡大部分約27.5ha)、その後、都市計画事業認可を取得し、整備事業に着手した。(H20.1 約27.5ha)                      ・山ノ内西瓜ヶ谷緑地を都市計画緑地(都市緑地)として都市計画決定し(H21.12 約1.4ha)、その後、都市計画事業認可を取得し、整備事業に着手した。(H22.4)                      ・法指定を目指す緑地等での活用や法指定前の緑地保全の緊急対応策としての活用等を目的として、「鎌倉市市民緑地設置要綱」及び「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」を制定・運用開始し(H21.3)、鎌倉広町緑地の計画地内で鎌倉山二丁目1号市民緑地(H21.12～H26.12 3,366㎡)及び七里ガ浜東五丁目1号市民緑地(H22.2～H27.2 19,175.33㎡)について市民緑地契約を締結した。</p>	◎	-E	-a -e
●2	<p><b>【みどり課】</b>                      ・法指定等による緑地保全施策の支援策等として、市独自の制度による緑地保全を図った。(平成21年度末時点緑地保全契約141件、約73.19ha、保存樹林指定約302.40ha、保存樹木367本、保存生け垣11,751㎡)                      ・緑地保全基金を積み立て、特別緑地保全地区や都市計画公園・緑地内の土地の買入れ等に活用した。(毎年度、ただし平成22年度は市費積立無し)                      ・神奈川県のかながわトラストみどり基金を活用して、県市共同で(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分の土地の一部を買入れた。(H23.3 予定 1,227㎡)                      ・財団法人鎌倉風致保存会が緑地保全を目的として、近郊緑地保全区域内の旧十二所果樹園約5.04haを買入れた。(H18.1)                      ・風致地区内行為許可における審査基準や鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例に基づく緑化指導を行った。(随時)</p>	◎	+D +E	+a +c +d

II. 部門別方針【自然環境の保全・回復の方針】

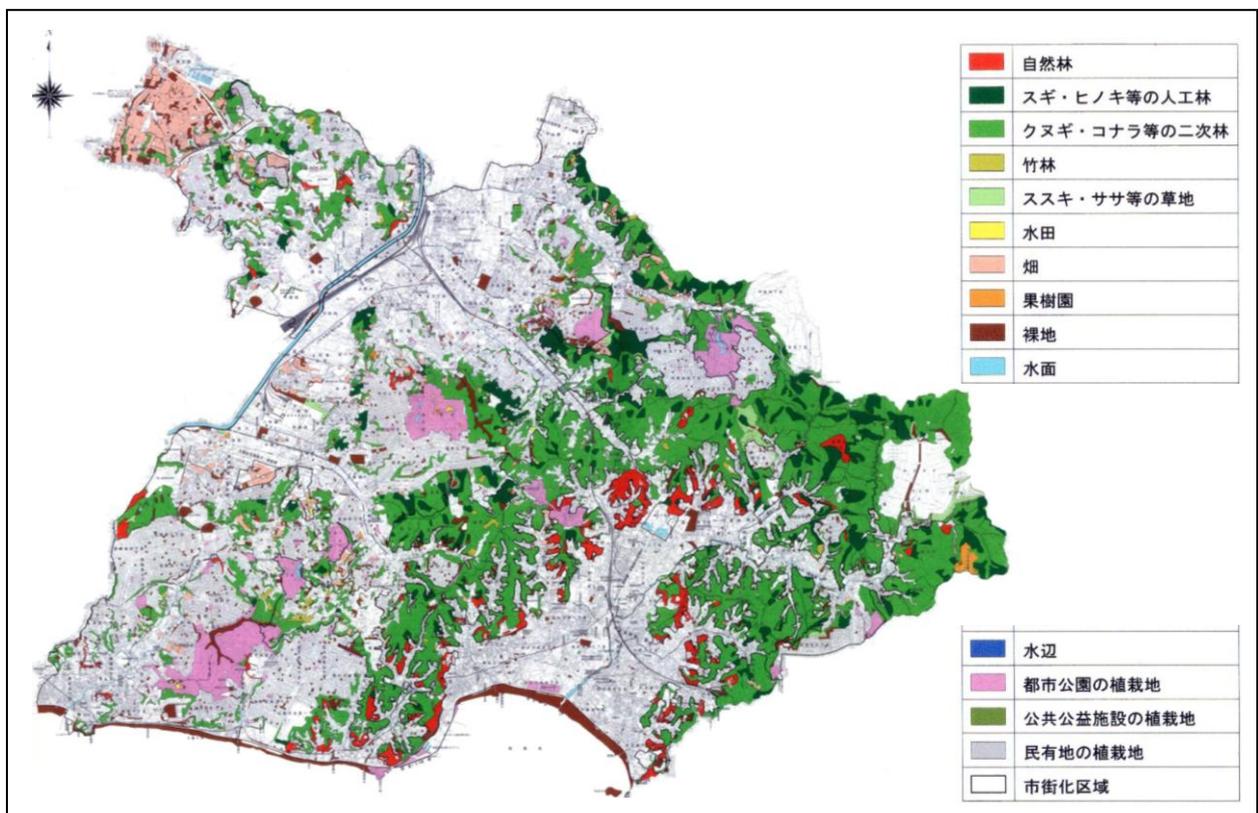
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まち並みのみどりの奨励事業により、接道緑化に対する助成を行った。(毎年度)</li> <li>・特別緑地保全地区指定に向けたつなぎ策として、青蓮寺緑地保全推進地区を指定した。(H17.3 約 1.5ha)</li> </ul>			
<b>重点2. 緑地や公園等の維持管理</b>				
<b>(1) 緑地の適切な維持管理の実施</b>				
●1	<p><b>【公園海浜課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法的に保全された緑地(歴史的風土保存区域(989ha)、特別保存地区(573.6ha)、近郊緑地保全区域(294ha)、特別緑地保全地区8地区(41.4ha))、施設緑地の一部の管理を実施している。</li> <li>※歴史的風土特別保存地区、近郊緑地保全区域は、所有者が管理を行っている。</li> <li>・古都4・6条に該当する地区等を6地区に区分し毎年1地区で樹林管理事業を実施している。</li> <li>・鎌倉広町緑地や、(仮称)山崎・台峯緑地では、市民と協働による維持管理に取り組んでいる。</li> </ul>	◎	-B -C -E -F	-a +c -d
	<p><b>【みどり課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度から、法指定により確保した緑地のうち市有緑地部分を対象にして、管理不足などにより荒廃の恐れのある緑地を適正に整備して緑の質を高めることを目的とした「確保緑地の適正整備事業」の取り組みを開始した。</li> <li>・平成21年度に(仮称)常盤山緑地(常盤山特別緑地保全地区)において、「確保緑地の適正整備事業」として、本数調整伐や除伐・つる切り、管理用経路の整備等を実施した。</li> <li>・平成22年度に(仮称)常盤山緑地(常盤山特別緑地保全地区及び同候補地)と(仮称)梶原五丁目特別緑地保全地区候補地緑地(梶原五丁目特別緑地保全地区候補地)において、「確保緑地の適正整備事業」として、本数調整伐や除伐・つる切り等を実施した。</li> <li>・緑のレンジャーの活動により、緑地等の維持管理が実施された。(随時)</li> <li>・(財)鎌倉風致保存会による緑地の維持管理が実施された。(随時)</li> </ul>	○	-B -C +D +E -E	+c +d
<b>(2) 市民参画等による公園整備と維持管理の推進</b>				
●1	<p><b>【公園海浜課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップを開催し、市民の意見を取り入れた公園整備を実施した。(H20 材木座たぶのき、H22 梶原六本松、H22 七里ガ浜東地区遊具設置等)</li> <li>・鎌倉広町緑地と(仮称)山崎・台峯緑地では、市民の意見を取り入れながら、供用開始までの期間も維持管理や試行作業を行っている。</li> </ul>	◎	+B +E	+c
●2	<p><b>【公園海浜課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園・街路樹愛護会による維持管理作業を実施している。</li> <li>・愛護会連絡協議会を開催している。</li> <li>・NPO法人による農業体験作業を実施している。</li> <li>・鎌倉広町緑地や、(仮称)山崎・台峯緑地では、市民と協働で維持管理に取り組んでいる。</li> <li>・緑のレンジャー等のプログラムを実施している。</li> </ul>	◎	+B	+c
	<p><b>【みどり課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)常盤山緑地(常盤山特別緑地保全地区及び同候補地)と(仮称)梶原五丁目特別緑地保全地区候補地緑地(梶原五丁目特別緑地保全地区候補地)において、将来的な市民参画も視野に入れた「確保緑地の適正整備事業」を実施した。(H21・22)</li> <li>・緑のレンジャーの活動により、緑地等の維持管理が実施された。(随時)</li> <li>・(財)鎌倉風致保存会による緑地の維持管理が実施された。(随時)</li> </ul>	◎	+D	+c +d
●3	<p><b>【公園海浜課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度から指定管理者制度を導入した。</li> <li>・笛田公園は三菱電機ライフサービス(株)湘南支社、その他の都市公園は財団法人鎌倉市公園協会が運営管理を行っている。</li> </ul>	●	+F	+d
<b>(3) 地域のニーズを考慮した公園の有効活用</b>				
●1	<p><b>【公園海浜課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ローカルルールを作成し、地域のニーズに合った利用を図った。</li> <li>・地域防災計画に基づき自治会で防災倉庫を設置している。</li> <li>・入口の段差解消等ユニバーサル化の推進</li> </ul>	◎	-B	+c -c -d

	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 20 年に材木座たぶのき公園、平成 22 年に梶原六本松公園を供用開始した。</li> <li>平成 22 年に七里ガ浜東地区の街区公園で遊具設置等の再整備を実施した。</li> </ul>			
<b>重点 3. 水辺環境の整備・活用</b>				
<b>(1) 水辺環境保全の方針の明確化</b>				
○1	<b>【河川課】</b> ・中期実施計画（河川等の親水環境の整備）として位置付けられており、今後具体的な整備方法等について検討する。	△		
<b>(2) 良好な河川の整備</b>				
○1	<b>【河川課】</b> ・中期実施計画（河川等の親水環境の整備）として位置付けられており、今後具体的な整備方法等について検討する。	△		

②統計資料

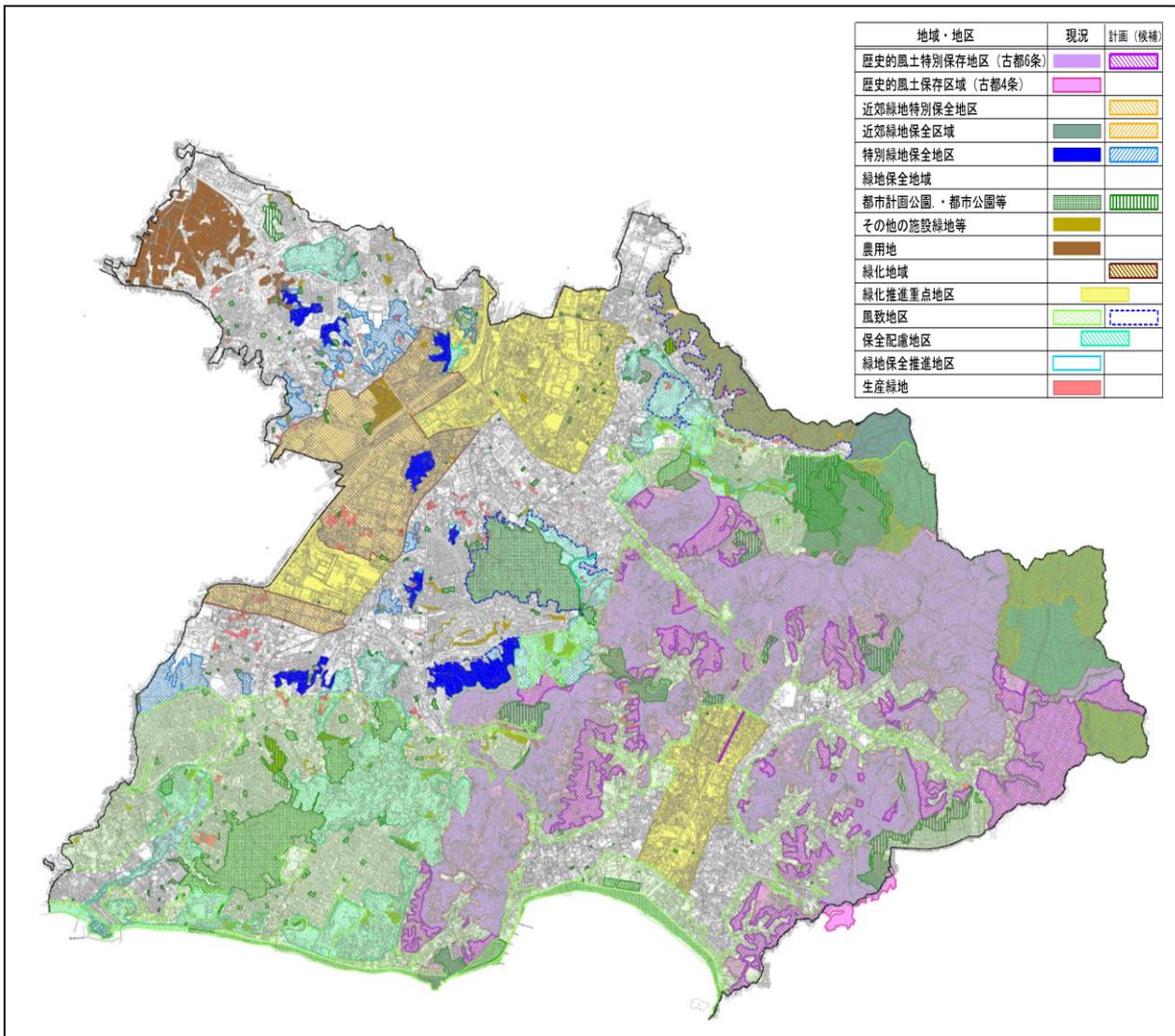
ア) 緑の現況

図 植生の現況 (H18. 3 末現在)



(資料) 都市計画基礎調査

図 緑の基本計画・施策方針図



(資料) 鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進の取り組み)平成22年度版

イ) 都市公園等の整備状況

表 都市公園等の整備状況

年度	H18	H19	H20	H21
箇所数	226	233	237	239
面積 (ha)	85.51	92.68	92.88	99.42
1人当たり面積(m <sup>2</sup> )	4.97	5.36	5.35	5.71

(資料) 公園海浜課